

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 陸海軍復員関係機関の資料にみる靖國神社戦後の概観

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野田, 安平 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002001056">https://doi.org/10.57529/0002001056</a>

## 陸海軍復員関係機関の資料にみる靖國神社戦後の概観

野田安平

### 一、はじめに

昭和二十一年二月に国家管理を離れて以来七十四年が経過する靖國神社は、明治二年創立以来の歴史の半分を宗教法人として存立し、かつ宗教法人としての歴史を長らえようとしている。しかしながら、この宗教法人格を取得したときを境に、前後の歴史をそれぞれ異質なものと理解してよいだろうか。この間の靖國神社の来歴について論じるものは枚挙にいとまがない。それらの多くは、靖國神社を主語にして「靖國神社は戦後どのように存続したか」と論じているのである。

靖國神社は、王政復古に伴い政府が新時代の国民国家の戦歿者を慰霊するために創立した東京招魂社に始まる。神社というからには靖國神社の淵源は、望楠、殉国と言ひ、江戸時代の楠公祭にさかのぼり、幕末の招魂祭が始まりとされる。一方、ヨーロッパでは西暦一八一五年に皇帝ナポレオンが失脚後、諸国が再編される過程で国民国家が漸次成立する。その世界史の潮流に軌を一にしていち早く近代国民国家を成立した日本において、明治二年（西暦一八六九年）

の時点で、政府が国民を追悼する儀式を執り行ったのである。それは、世界的にみて最もはやい例でもある。

いかなる宗教の形態が採られたかはともかく、国が主体となって殉国者の追悼を行い始めた。その日本の戦歿者慰霊の特質として、儀礼執行にさきだって対象者の名簿を作成したことを挙げねばならない。このことが、のちに終戦時の靖國神社の措置に大きくかわるのである。

昭和二十年八月、日本政府は連合国のポツダム宣言を受諾し、陸海軍は順次に復員し解散した。創立は軍務官で、ちに陸、海軍省が所管した靖國神社は、これを軍関係機関として見れば廃止になるべき運命であった。宗教施設であればこそ神社そのものは廃絶には至らなかつたものの、政府が所管する機構は廃止された。つまり、靖國神社も軍関係機関の一端としてみれば、軍事の用語でいう「復員」の概念を当てはめられる。そして、靖國神社におけるこの時の「復員」とは、軍隊のごとく解散消滅するのではなく、創立の趣旨継承のための存続の手順であった。それは、靖國神社にいる奉仕者、また遺族や崇敬者の希望を斟酌してではなく、創立者たる政府の意思において行われたと見るべきであろう。

「終戦にあたり国家は靖國神社をいかに処置したか」という観点は、戦後の靖國神社の来歴を論じる起点であり、そもそも創立以来の靖國神社の本質を考えるうえで、欠くべからざるものである。

そこで本稿では、靖國神社の常務を管轄した陸軍省が靖國神社をいかに措置しようとしたのか、後継機関における戦後の記録編纂について、これまでほとんど参照されていない『復員史』及び『靖國神社に関する復員史編纂資料』等を繙くことにしたい。日本神道史上に位置付けるのとはべつに、軍事史上における戦歿者追悼という観点から、靖國神社の来歴を考察することも重要と考える。

あわせて、靖國神社に関する諸言説のうち、平成十七年に原著が刊行され同二十九年に改訂して文庫版になった赤

澤史朗著『靖國神社「殉国」と「平和」をめぐる戦後史』について、本稿に関わりある部分を触れたい。

## 二、復員関係機関における「復員史」の編纂

昭和二十年八月の帝国陸海軍の敗戦は、連合国軍による日本本土の占領となり、受諾したポツダム宣言の条項により陸海軍は解散し関係機関は廃止され、あるいはそのための事務や将兵の帰還促進のために組織改編された。陸、海軍省は第一、第二復員省にかわり、やがて統合されて復員庁になり、さらに厚生省外局の引揚援護局に改編されて旧軍関係の残務処理は進められた。それも昭和二十九年四月には厚生省内局の引揚援護局に移り、以後、変遷をみながら旧陸海軍の復員業務は、戦傷者、戦歿者遺族援護行政として今日にいたるのである。

この間、戦力不保持をうたった新憲法が制定された一方、昭和二十五年に始まる朝鮮戦争とあいまって、将来の自衛上必要な再軍備が企図されてゆく。占領軍の暗黙の了解のもとに、旧軍関係機関では再軍備研究もおこなわれていた。昭和二十七年四月に講和条約が発効し、我が国は独立を回復する。そしてこのたびの戦争の戦史編纂（史実調査）が進められる。この戦史編纂は、保安庁から警察予備隊そして防衛庁ができるに及び、同庁戦史部において大東亜戦争公刊戦史『戦史叢書』（全百二巻）として、昭和四十一年から同五十五年にかけて朝雲新聞社から刊行された。

その前段にあたる当初の復員史編纂は、美山要蔵復員局次長の指揮のもと、昭和二十八年から三カ年の計画で臨時に設置された「史料室」において進められた。この間の事情を伺うことのできる『復員史』という文書綴は美山要蔵次長の個人資料として製冊され、財団法人偕行社を経て現在、靖國偕行文庫が所蔵する。

この文書綴に、「作業用」と欄外に注記された昭和二十八年七月二十三日付の「一、総論」がある。まだ在庫のあった「陸軍」と印刷されたタイプライター用紙に印書（カーボン複写）されている。いずれ完成すべき「復員史」冒頭の

一章として準備されたもので、美山次長が陸軍の「復員史」編纂方針全容を俯瞰して、自身で起草したと思われる。<sup>③</sup> その「一、総論」の「1 敗戦に伴う総復員の意義内容」は、

元来、復員という言葉は、動員の対象語<sup>(マ)</sup>であつて

戦時事変の終結に際し、動員により作戦遂行に恰適なる態勢に移した軍を、再び元の平時の状態に還元する為、(引用者注・中略) 旧に復する意

であるが、一方また必然的に

死没並戦傷病者となつた者に対する補償援護其他万般の附帯業務の措置が伴うもの

と解すべき

と書き始め、さらに、

抑々敗戦による復員と言う内容は果たして如何なるものであつたのであろうか

として、様々な状況を列挙する。その最後に、

その四は、軍の消滅に伴う後継処理機関の設置並狭義の復員諸業務に対する有ゆる措置に関する問題

とし、その問題については、

素より日本が独立する迄に於て、他の一般国務行政事項と同様、種々の点に於て連合軍側から相當制約を受けるものが有つたけれども、問題そのものに於て本来、日本国政府の国内行政事務たる性格を帯びて居たものであつて、特に獨立以後に於ては、日本国自体の意思に基づいて措置せられたことが多く、また相當長期間に及ばざるを得なかつたのである、夫して今、その内容を列挙するならば

生存復員帰還者並死没者に対する処置 (引用者注・以下略)

となるのであるが、之等は何れも厚生、大蔵、法務等に関連を有する重大な国務であると記している。

続いて、「3 時期的区分に基づく総復員の概観」の項に、第五期として、

二 戦争受刑者に関する（国家乃至）全軍的代表犠牲者たる理念の確立と復権関係事項

ホ 復員史の刊行

へ 靖國神社合祀に関する措置

についても章立てしている。

これらの文章からは、戦後の靖國神社への戦歿者合祀は、復員業務の一環であるという認識が関係機関に共有されていたことが伺える。それは、GHQが厳格な政教分離を命じたいわゆる神道指令や信教自由を規定した新憲法が施行されてもおお、靖國神社が存続するにおいては政府の責任のもとにこれが実行されるべきであるとすると観念が復員関係機関に存していたのを示すものである。ここでいわれる「靖國神社合祀」というのは、神道の祭式執行以前の、国家が追悼すべき戦死者の名簿を作成するということに他ならない。名簿作成そのものは宗教的作法によるのではなく、我が国の戦歿者慰霊の特質として明治二年に確立した方式なのである。<sup>(5)</sup>

引揚援護局は復員史編纂の当初計画三か年度を経過しようとする昭和三十一年一月、同局復員課において、大戦の未合祀戦歿者の調査費用の予算化と今後の合祀事務処理についての要領を策定した。昭和三十一年一月二十三日、援護局復員課を中心とする厚生省職員と靖國神社の関係職員との合祀事務打合が行われたのである。これを経て二月二日付、援護局復員課長から各都道府県の世話担当課長あてに、「今後における靖國神社合祀事務協力要領について」の事務連絡が出され、国と県による共同の支援体制が構築されたわけである。<sup>(6)</sup>

これにより、占領下で遅々として進まなかった未合祀戦歿者二百万余柱の合祀が進捗することになる。靖國神社においては独立回復後の新たな出発点でもある。ここで理解を誤ってはならないのは、厚生省が靖國神社合祀事務協力体制を構築したのは、「合祀」という神道の儀式そのものではない。神社が合祀するに必要な戦歿者氏名などの情報収集に関する行政活動の範囲内としての認識であった。終戦時の既合祀、戦後の未合祀という不公平な状況を放置しないという点においても、いわば復員業務の一環と認識されたものである。

なお戦後靖國神社の戦歿者合祀に対する国家機関の関与については、旧海軍関係にあっても同様である。厚生省の呉地方復員部（広島県呉市所在）が編纂した『呉鎮守府復員沿革史』には、明治二十二年の呉鎮守府の開庁から昭和三十四年呉地方復員部閉庁迄の間、海軍呉鎮守府在籍の靖國神社戦歿者合祀の状況も記されている。<sup>7)</sup>

### 三、『靖國神社に関する復員史編纂資料』

前項では、引揚援護局の「復員史」に靖國神社の戦後がどのように位置づけられて記録編纂が予定されたかを確認した。本稿では、その靖國神社に関する部分を見たい。

前述の美山要蔵資料『復員史』の巻末には、昭和三十一年四月における「状況報告書」が綴じられている。報告者は、引揚援護局史料室の西原往夫事務官（元大佐）で、計画年次の終期にあたり作成された経過報告書である。この報告書には、左の二種の別冊が付録している。

別冊其一のイ、ロ

復員史 第一部 第二部 目次

引揚援護局史料室

## 別冊其二

## 資料目録

(昭和三十一年三月三十一日現在)

## 厚生省引揚援護局史料室

「別冊其一」に相当する「第一部」の「第六編 軍解體後の復員諸業務 其他」の本文には左の通り記されている。第六編に於ては、軍解體后、即ち昭和二十年十二月一日以後に於ける 復員関係官公署の創設と爾后に於ける推移、生存帰還者未復員者（未帰還邦人）に関する復員又は給与措置、未復員状況不明者に対する調査究明、追放並団體等規正令、援護・保証・恩給等に関する処理、遺骨伝達、葬祭の問題及び外地遺骨（體）の調査収集内還と国家的慰霊祭の実施、在外抑留者に対する帰還促進、元軍人の進学の問題、戦争裁判、偕行会其他旧軍関係の団體、旧軍に関する債権債務、靖国神社に関する問題 等 について要旨を述べその概観を輯録する。

右は、各項目の本文原稿が完成しない時点での予定の目次であるが、その末尾に「靖国神社に関する問題」が挙げられたのである。

次いで、「別冊其二 史料目録」では、「一、史実」の項の末尾に、「その他」とし、左の通り一項目のみ挙げられている。

一、靖国神社宮司大将 鈴木孝雄 靖国神社に関する復員史編纂資料<sup>5</sup>

これが、いずれ完成すべき「復員史」第六編の「靖国神社に関する問題」の本文執筆のために収集された資料で、厚生省内局に移った引揚援護局史料室の求めにより、終戦時の靖国神社宮司であった鈴木孝雄元陸軍大将が、同室へ提出した文書である。靖国神社の社務文書中に残されているタイプ印刷の副本（控え）には、鈴木前宮司名の添書が

あり、次のように印書されている。

元陸軍大臣及海軍大臣所管に属する靖國神社の終戦に伴ふ一般変遷を復員史編纂資料として別冊を提出する  
追て本調査は主として現靖國神社職員の執筆を煩はし、現宮司の承認を経たるものに付申添える

「現宮司」とあるのは当時の筑波藤麿宮司のことで、職員とは鈴木忠正禰宜、小尾幸男主事（元遊就館主事）、鈴木  
亀雄主事である。

本稿では、靖國神社宮司の了承のもと、この資料（『靖國神社に関する復員史編纂資料』）のうち、未公表の「靖國  
神社の戦後の概観」の部分を翻刻して紹介する（本稿末尾掲載）。靖國神社の副本にはこの部分に付箋があり、「鈴木  
主事筆」と朱書されている。鈴木主事は、元神宮出仕にして兵役ののち復員し、終戦直後に靖國神社雇員として奉職  
した。直ちに社史編纂、境内地取得資料収集に従事した鈴木亀雄主事の観察、主張が盛り込まれているが、本文は当  
時の筑波藤麿宮司、池田良八権宮司の閲読承認を経て、終戦時宮司の鈴木孝雄前宮司の責任で援護局に提出された。  
神社に奉仕した職員の立場で、終戦時及び宗教法人設立にあたっての情況説明がなされている。また、国家が靖國神  
社奉仕者に託した将来の「使命」ともいうべきものの自覚のもとに、いわば残留職員による戦後十年間の経過報告で  
もあり、まもなく「靖國神社国家護持」運動が始まろうとする時期に、将来の課題を国家に対して提示したものと  
いえよう。

#### 四、宗教法人靖國神社の設立

以上、引揚援護局の「復員史」編纂およびその際に靖國神社において作成された「靖國神社における復員史編纂資料」  
を通して考えるのは、今日、靖國神社が宗教法人として存続しているのは、終戦時の国家（政府機関）が意図した

ものであるということである。奉仕者や崇敬者が国から払い下げを受けて設立した法人ではない。戦後の神社の護持という課題に靖國神社自体はどう対処してきたかという来歴を考える上でも、その前提として、靖國神社を存続するという国家の意思があったことを認識しておかねばならない。

昭和二十年十二月十五日のGHQによる神道指令発出を受け、靖國神社を存続するためには、他の神社と同様に宗教法人の法人格を取得する以外に道はなかったのであるが、設立登記の最初の事務を示す文書がある。

昭和二十一年三月、前月に宗教法人に移行した靖國神社について、第一、第二復員省の復員官である石橋兼雄と大谷藤之助の連名により、東京、神奈川、千葉、埼玉各都府県の地方世話部長宛に左の文書が出された。(原文の書きに濁点及び句読点を付して左に全文を掲げる。)

靖國神社遺族及崇敬者総代表選定方ノ件<sup>⑩</sup>

去ル二月一日以降、靖國神社ハ宗教法人トシテ文部省ノ管轄ヲ受ケルコトニナリマシタ。之ガ爲神社ハ靖國神社規則を定メ文部大臣ノ認可ヲ受ケナケレバナリマセン。

靖國神社規則ハ「靖國神社ハ今後ノ維持運営ヲ如何ニシテ行クベキカ」ヲ規定スルモノデアリマシテ、遺族ノ代表者ニ依ツテ作成サルベキモノデアリマスガ、靖國神社ノ従来ノ経験並文部省ノ主務課ノ意見ヲ參考トシテ、神社側ニ於テ案ヲ作成致シマシタ。各縣ヨリ遺族及崇敬者代表ノ上京ヲ求メ、此ノ案ヲ審議シテ戴クコトガ最モ理想ト存ジマスガ、目下ノ交通食糧、宿泊設備等ヨリシテ遺族等ノ上京ハ不可能デアリマスノデ、東京近郊ヨリ遺族及崇敬者ノ総代表ノ參集ヲ請ヒ、本条ノ審議ヲシテ戴キタイト思ヒマス。就テハ貴縣(部)ヨリ左記ノ通代表者を選定ノ上、三月二十五日迄ニ御通知下サレ度御依頼申上ゲマス

東京都 遺族一名 崇敬者一名  
 神奈川県 遺族一名 崇敬者一名

千葉縣 遺族一名  
 埼玉縣 遺族一名

尚、右代表ハ成ルベク職業軍人ニアラザルモノノ遺族（未ダ靖國神社ニ合祀ノ通知ナクトモ、戦死ノ公報ヲ受ケタ遺族ハ靖國ノ遺族ト認メマス）トシ、崇敬者代表ハ成ルベク有力者デアツテ政治方面ニハ関係ノ少イ方ヲ希望致シマス。

右審議ノ爲、参集ノ時期ハ三月末頃ト考ヘテオリマス。

追而、海軍側トモ連絡ノ上、選定方御依頼申上マス

昭和二十一年三月十九日

東京都麹町區九段三丁目六番地

靖國神社内世話人代表

石橋兼雄

大谷龜之助<sup>(註)</sup>

地方世話部長殿（引用者注・ゴム印）

文中の「追而海軍側トモ連絡ノ上選定方御依頼申上マス」と「大谷龜之助」の部分は墨書で追記されている。「大谷龜之助」は、ほどなく靖國神社の事務総長として社務所に就職する第二復員省の「大谷藤之助」の誤記であろう。第一復員省文書課にいた石橋兼雄復員官が、美山要蔵課長の指揮のもと、「世話人」の肩書を用いて作成し、靖國神社

社務所にも関係先としてこの印刷物を配布したと思われる。石橋復員官は終戦時は、陸軍大臣官房で靖國神社管理も担当する副官だった<sup>12)</sup>。大谷藤之助も海軍大臣官房において靖國神社担当副官だった<sup>13)</sup>。この二人はまさに、戦前から靖國神社「世話人」の職にあつた人たちである。

宗教学法人設立登記に必要な、遺族及崇敬者総代の選任とともに、新たに定める「宗教学法人靖國神社規則案」の策定は、この文書の通り靖國神社の所在地、世話人の名ではあるが、その実は政府機関において実施されたと言える。

宗教学法人設立直後、靖國神社は新規則制定と新しく組織する「靖國會」について全国の遺族に周知をはかり、かつ占領下の遺族たちの激励に努めている。その最初は四月中に都内近県の遺族代表たちを招いて神社で懇話会を行い、五月から八月にかけて四回（北海道から九州まで）にわたり、横井時常権官司、大谷藤之助復員官（六月から靖國神社事務総長に転職）が全国遊説に趣いた。こうした神社と復員省職員の活動は、占領軍の制限下にある各地の遺族に団体の発足を促し、その団体として「靖國講」結成にもなり、戦前にはなかつた遺族中心の国民奉賛体制が築かれてゆくのである<sup>14)</sup>。この間の経緯については、高津朋子氏が靖國神社保存文書を繙き、「戦後における戦死者遺族運動と靖國神社 一九四五〜五〇年を中心に」において詳しく史実を述べている<sup>15)</sup>。

##### 五、赤澤史朗著『靖國神社「殉国」と「平和」をめぐる戦後史』について

ここでは、赤澤史朗著『靖國神社「殉国」と「平和」をめぐる戦後史<sup>16)</sup>』について触れたい。本書は、我が国の戦死者追悼のあり方について通覧し、国家管理を離れる前後の靖國神社の状況について論証している。その中から本稿に関わりのある第二章の「1 敗戦直後の臨時大招魂祭」「2 神道指令と靖國神社」について思うところを述べたい。

## 「1 敗戦直後の臨時大招魂祭」について

著者は「敗戦と靖國神社」の項で、「これまでの靖國神社は、制度上で天皇や軍と深く結びつき、しかも国家神道の中心神社であった」とする。しかし、そもそも靖國神社は軍、正しくは軍務官が天皇の勅裁によって創建し、例祭ごとに勅使を差遣する勅祭社となった。靖國神社の歴史とは、現地境内における奉仕者や崇敬の歴史も含めた、設立者たる政府機関による運営の歴史であり、制度上、皇室や軍に結びついたのではなく、初めから皇室の祭祀や国家の軍事の一端に存立していたのである。

続く「合祀基準の変更案」の項では、昭和二十年十一月十九日から二十一日まで招魂齋庭で行われた「臨時大招魂祭」についての関係機関の事前協議を取り上げている。

将来の靖國神社の合祀者の範囲についての陸軍省の提案は、従来の合祀者（第一）に加えて、

第二 軍需工場に於て勤務中死歿せるもの

第三 大東亜戦争終結前后に於て憂国の為自決或は死亡せるもの

第四 敵の戦闘行動に困り死歿せる常人（戦災者・鉄道・船舶等に乗車乗船中遭難せるもの）

というものだった。このうち今日でも実現していない「敵の戦闘行動により死歿せる常人」について、著者は「この時陸軍では、敗戦後の軍人に対する一般国民の反撥に対応しようとしたのかもしれない」と述べる。しかし、陸軍省がこの第四の合祀範囲を考えたのは、次のような考慮があったのは疑いないことである。

終戦から二週間足らずの八月二十七日、陸軍省高級副官美山要蔵大佐は東條英機元首相（兼陸相、参謀総長）を訪問し、戦後処理の諸方面について意見を聞いた。東條大將は靖國神社について、

靖國神社の処置であるが、これは永久に存続する。御親拝も当然にあることと思う。未合祀の戦死、戦災者、

戦争終結時の自決者も合祀すべきである。これを犬死としてはならぬ。人心安定、人心一和の上からも必要である<sup>(17)</sup>

と語っている。では、東條大将はいかにしてこの意見を有するに至ったかである。

大東亜戦争開戦二か月半後の昭和十七年二月二十四日、東條内閣のもと「戦時災害保護法」が制定された<sup>(18)</sup>。

終戦の詔書には、「帝國臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内爲ニ裂ク」とあり、「非命ニ斃レタル者」には戦時災害者が含まれると一般に解されている<sup>(19)</sup>。この詔書において戦災者と軍人戦死者とが同視されているからには、常人戦災者も靖國神社に合祀すべきと東條大将が考えたのは、正当な根拠があったと言える。仮に敗戦、軍解散という結果にいたらなければ、ここに示された第二、第三、第四の案は順次に、陸海軍省の「靖國神社合祀者資格審査内規」に加えられたはずである。

但し、陸軍省は戦争の実状として市民一般の戦争被害は公的性格を有するという認識があっても、陸海軍に属さない者の靖國神社合祀は制度上は管轄外（内務省に属するべきもの）になる。敗戦で制度の状況に変化が生じたとき、成るべきことをならしめたいとする提案は、陸軍省が最後のときに、国民に対して誠心誠意を示したと言うべきと考える。「敗戦後の軍人に対する一般国民の反撥に対応」などというものではなかったと考えたい。

なお、右の提案が載る九月二十一日の陸軍省の文書<sup>(20)</sup>には、

一般戦災者モ含ム大合同慰霊祭ヲ靖國神社以外ノ地ニ於テ実施スルコト、シ 内閣ニ於テ主催スルモノトス  
という提案もなされている。著者はこの件も一応紹介し「立ち消えになった」とするが、その評価は過少すぎないだろうか。この時点で陸軍省は、靖國神社の来歴と陸海軍省所管という法制上の限界を超え、今次大戦の実態を深刻に踏まえ、他省庁の行政に関わる全戦死者の合同慰霊祭実施を発案しているのである。所管する靖國神社合祀に関する

提案より前に、この案を掲げていることを無視してはならない。この誠意ある発案は、今日の「全国戦歿者追悼式」実施の魁である。占領中は政府は実施し得なかったが、平和条約発効記念式典の前日（昭和二十七年五月二日）に、新宿御苑において、天皇御臨場のもと「全国戦歿者追悼式」が実現した。終戦後四十日に満たない時期に、政府主催の大合同慰霊祭を実施すべきとした陸軍省の発案は、かつて明治二年五月十八日に箱館における戊辰戦争終結後四十日という短時日にして、東京招魂社が創建された史実を思い出させるのである。

次に、「祭神不明のままの招魂祭」の項で著者は、臨時大招魂祭で招魂する神霊の範囲に關し、神祇院総務課長から出された、「没後未だ一ヶ年をも経過せざるものは死穢を忌み嫌う神道の伝統からいって祭神とすることを忌み憚る慣例があるので、今回終戦に至るまでの戦没者等を悉く合祀することは適当と認めがたし」という意見を論拠に、「明らかに神道的伝統を無視するものであり、提案に賛成した海軍も含めて、軍にとつては神道的宗教性を守ることなど、便宜的にしか考えていなかったことを示している」と陸軍省の態度を批判している。

しかしこれは、神祇院総務課長の意見に問題があると思われる。もともと靖國神社の合祀には、神道の持つ死穢忌避につき歿後一年経過を要する、という条件はなかった。靖國神社が創建されたのは、戊辰戦争終結四十日後である。明治十年九月に西南戦争が終結し、死歿者合祀があったのは十一月。昭和十二年七月に勃発した支那事変の最初の戦死者は、九か月後の十三年四月に合祀された<sup>(2)</sup>。その後、支那事変の戦域拡大に従って増大する合祀事務の実情は複雑になり、十六年四月に至つては二年半以上も前までに限るといふ事務措置が取られたのである<sup>(2)</sup>。あるいは、その事務の遅れの弁明として、死穢云々ということを使う人もあつたかもしれないが、事實はそうではない。靖國神社の祭祀とは、創立以来一貫して、大正四年四月に大正天皇が「思ふ。汝、戎に従いて命を隕すの時」と漢詩に詠じられたごとく、戦士の絶命の瞬間に始まるのを本旨と考えるべきである。この臨時大招魂祭こそは、明治

二年六月の東京招魂社創立祭典に次ぐものと言うべく、戦後靖國神社の基本祭典なのである。

次に、「臨時大招魂祭と根本改革案」（原著では「臨時大招魂祭と占領軍」）において著者は、「嵐の中の神社神道」に載る岸本英夫博士の回想を紹介している。岸本博士（当時、東京帝大助教授）の回想録は、戦後神社界が神社本庁を結成する前後の時期の証言としてしばしば参照されている。しかし、靖國神社に関わる部分の回想については史実がゆがめられている。一二の例を挙げれば、岸本博士がはじめて靖國神社を訪問したという臨時大招魂祭前夜の境内における状況の描写などは、事実とかなり違う。これより先十月二十四日、退任してもなお残務処理に奔走する高原正作元権宮司との初面談についても、その対談内容が岸本助教授の功績談に替わってしまっているのは、前後の陸軍省関係者や靖國神社の記録に照らして明らかである。靖國神社は当初、宮地直一博士や岸本助教授を仲介と頼んでGHQと交渉するものの、当方の意思が正確にGHQに伝わらないことを察知し、両博士を仲介者の立場から遠ざけるようになる<sup>25)</sup>。著者は、靖國神社横井時常権宮司の回想も紹介し、岸本博士の回想とに食い違いがあると認めているが、むしろ第一の当事者たる横井権宮司の回想を有意に引用されるべきではなかったかと考える。

## 「2 神道指令と靖國神社」について

「宗教としての神社」の項では、GHQには靖國神社を記念碑的な廟に変更するという案があった一方、非軍国主義化が実現するなら宗教の一つとして認める、という選択肢も認めていたことを紹介している。著者は触れていないが、この時期のGHQ「民間情報教育局（CIE）」は、米国には信教の自由という建前があって、靖國神社に対するといえども宗教圧迫とならぬようにせねばならないという苦慮があった<sup>26)</sup>。これは結局GHQが「選択肢」を設けながら、廟に変更する案を積極的に勧めなかった理由と思える。つまり初めからGHQは、靖國神社には戦死者慰霊と

いう万国共通の軍事的性格と、その日本の方式である神社神道という宗教的性格が共存するのを理解していたわけである。ゆえに、当初恐れられていた占領軍による靖國神社廃止を含む処理に至らずに占領は終わった。むしろ敗戦の現実を受け止めた政府および陸軍省後継機関が苦心した処理案が、靖國神社を従前の姿のままに存続するという結果に導くのである。

### 「3 「慰霊」の神社への転換」について

この節で著者は、「例祭日の変更」「合祀祭の中止」「停滞する合祀」「境内地問題」「靖國神社の性格転換」と項目を挙げ結論として、戦後の靖國神社の変化として「慰霊の神社への転換」があったとしている。靖國神社が戦後、性格を転換したということについては、軍が解散して陸海軍省の管理から離れたことにより、祭祀や運卒の表面から軍事的性格が消失したことにより、本来存していた、「慰霊の神社」の本質が表面に現れたという見方をしたい。軍国主義というものから平和主義に、あるいは英霊顕彰から戦歿者慰霊にと、路線を敷き替えたというようなものではなかったと考える。東京招魂社創立以来の国民崇敬の膨大な歴史資料を繙いてみれば、戦後、根本的変更がなされた結果、靖國神社が新たに宗教的性格を獲得したと言ふようなものでは決してないということがわかるのである。

### 六、おわりに

『靖國神社に関する復員史編纂資料』のうち、本稿では翻刻（別掲）しなかった「戦後に於ける靖國神社の祭祀形態に就いて」の章（鈴木忠正主典執筆）から「別紙二」を左に掲げる。

## 「靖國神社ノ移管竝ニ之ニ伴フ処理案」

昭和二十年八月三十日議會資料

トシテ陸軍省ノ立案セルモノ

- 一、從來陸海軍省ノ所管タリシモ陸海軍解散ト共ニ之ヲ内務省（神祇院）ニ移管シ内務大臣ノ直轄トス
- 二、靖國神社合祀者ノ調査及合祀業務繼續ノ為徒前ノ陸海軍省ノ関係者ノ一部ハ内務省ニ各聯隊区司令部及部隊ノ関係者ノ一部ハ夫々地方庁へ転属セシム 其ノ一案左ノ如シ

（引用者注・以下に軍官吏の転属人数の表あり）

マッカーサー元帥が厚木飛行場に進駐してきたと同じ日付のこの文章は、陸軍省における靖國神社戦後処理案として、最も早くに作成されたと思われる。いまだ神道指令などの発出が想定されていなかった時期に、ポツダム宣言受諾の帰結として、靖國神社をすみやかに内務省へ移管する検討がなされた。陸軍省大臣官房における終戦関連業務が、混乱のうちにも整然迅速に施行されていたことが伺われる。

この案で特に注目すべきは、「内務大臣直轄トス」である。一般に全国にある神社は内務大臣（神祇院）の所管だが各地方庁長官が介在した。「職員録（昭和十八年）」<sup>28</sup>は、陸軍省の項で「靖國神社」は「大臣官房」の次に宮司、権宮司、遊就館長、同主事の氏名を掲載している。一方、内務省の項では神宮司庁以下全官国幣社は、内務省各部署、関係機関の最末尾に、さらに神祇院とは別に掲載している。こうした機構にあつて「内務大臣直轄」にしたいというのは、靖國神社が内務省に移管された場合、それは統治機構の局外に存するのではなく、あくまでも政府機関において直接管理運営されるものと想定しているのである。単に靖國神社存続の方途を講じようとしたのではなく、その創

立の本旨を継続し、すなわち殉国者の慰霊は政府が行うべきものとする趣旨を貫徹したいがためであったと考える。

本稿で「復員」という言葉にかけて史料を繙いてきたのは、終戦時に国が靖國神社をどうしたかという事実を深く認識すべきと思うからである。戦後の政府機関に残留した旧軍人官僚の思惑などというのではなく、国はいかにして戦死者を追悼し来たり、さらに戦後に継承しようとしたかという観点である。

王政復古以来百五十年。大正、昭和、平成を経て令和と改元されたばかりの今日、もはや明治維新にも先の大戦にも、法律的、制度的に直接利害関係を有する国民は必然的に不在になろうとしている。この時にあたり、我が国の戦死者追悼の制度ははたして十分なのであろうか。我が国は戦死者を追悼することはいかに心を用いてきたか、という事実を知らねばならないと思うのである。

## 註

- (1) 『引揚と援護三十年の歩み』（昭和五十三年、厚生省援護局編集、ぎょうせい）
- (2) 『復員史（美山要蔵資料）』。靖國神社靖國偕行文庫受入番号71058。（覆刻版が、平成二十二年、ゆまに書房『復員関係史料集成』に入れられている）
- (3) 美山要蔵は終戦時の陸軍大臣官房で高級副官として終戦関係事務全般を取り仕切り、戦後は復員官として第一復員省文書課長をへて、やがて厚生省に転じて遺族援護行政を牽引した。美山要蔵の伝記的研究は、伊藤智永『奇をてらわず 陸軍省高級副官美山要蔵の昭和』（平成二十二年 講談社。新版は『靖國と千鳥ヶ淵 A級戦犯合祀の黒幕にされた男』と改題、平成二十八年 講談社＋α文庫）が詳しい。
- (4) この「第五期」には始期終期の記載がないのは、終戦直後から占領期間の全期間にわたるものがあるからと思われる。

- (5) 明治二年に戊辰戦争戦死者のために政府が東京招魂社を建立する以前、第二次長州征討のち（慶応二年十一月二十五日）、幕府は戦死者追弔の式（葬儀）を芝増上寺で執行している（各部隊の歩兵一万人を参列せしめたことが『藤岡屋日記』に見える）。その翌年三月、陸軍奉行並竹中重固、軍艦奉行勝義邦（海舟）が幕軍戦死者四十五名の法号氏名を刻んだ墓碑を増上寺の子院・安連社に建立した。これらの例は、近代日本の「政府」による戦死者慰霊の前史に位置づけて見るべきと考える。
- (6) 『新編靖國神社問題資料集』 国立国会図書館調査及び立法考査局編集 平成十九年 国立国会図書館。
- (7) 『呉鎮守府復員沿革史』（昭和三十四年 呉地方復員部）。この中には独立後の昭和二十八年七月十一日、日本国有鉄道が公示した「戦没者遺族旅客運賃割引規程」（公示第二二三号）を注記している。その規定には、「靖國神社に合祀された戦没者（昭和十九年までに合祀された者を除く）の遺族のうち戦没者遺族旅客運賃割引証の交付を受けた者が靖國神社参拝のため国鉄線又は連絡社線とにまたがり乗車船する場合に適用」云々とある。
- (8) この「靖國神社に関する復員史編纂資料」が、収集者の後継機関たる現在の厚生労働省社会・援護局または防衛省防衛研究所等に保存されているかどうかは未確認。
- (9) 昭和二十一年二月二日公布の勅令第七十号「宗教法人令改正」の附則により即日、神宮以下の神社と同様、靖國神社も「宗教法人令ニ依ル法人ト見做」されることになった。
- (10) この印刷物は、「昭和二十一年 崇敬者總會二関スル綴 總務部」（靖國神社文書）の巻初に綴じられている。文書番号がなく、靖國神社の「文書發送簿」にも発信の記録がないので、この文書は第一復員省において印刷、發送されたものとみて間違いない。宛名の「地方世話部長殿」のゴム印は、当時、復員省で使用されたものであろう。
- (11) 第一復員省は昭和二十年十二月に廃止された陸軍省の後継機関。大臣は第二復員省とも内閣総理大臣幣原喜重郎が兼務。文書課は元の陸軍省大臣官房総務課（終戦後）の業務を継承する。
- (12) 石橋兼雄は、昭和二十一年十二月に退官。『偕行』昭和四十七年二、四、六月号に手記「靖國神社に関する話題とその資料」を寄せている。当時の池田良八彌宜（のち権宮司）とは同郷、中学は同級であった（『陸士四十四期生名簿』）。
- (13) 『大谷藤之助小自叙』（昭和六十三年 亀田商事）
- (14) 当初構想された靖國神社社務所が直接運営に関わる「靖國會」の全国組織化がGHQの認めるところとならず、替って自発的崇敬団体として各地に結成されるべき「靖國講」規則の雛形を神社は作成している。

- (15) 高津朋子氏が「戦後における戦歿者遺族運動と靖国神社 一九四五～五〇年を中心に」(日本大学史学会「史叢」八九号平成二十五年九月号)に引用した靖国神社文書「遺族会二開スル書類綴」「遺族連盟関係書類綴」には、占領下全国に遺族団体が発足し、日本遺族厚生連盟が靖国神社境内の靖国会館に事務所を置き、さらに今日の財団法人日本遺族会に継承される過程の各種文書が綴じられている。
- (16) 赤澤史朗著『靖国神社「殉国」と「平和」をめぐる戦後史』(平成二十九年 岩波現代文庫)。原著は、『靖国神社 せめぎあう<戦没者追悼のゆくえ>』(平成十七年 岩波書店)。
- (17) この史実を記す美山要蔵「復員日記」(昭和三十二年)は、財団法人偕行社を経て靖国偕行文庫が所蔵(受入番号80276)。影印版は平成二十二年、ゆまに書房「復員関係史料集成」に入る。タイプ印刷の体裁から、引揚援護局で編纂が進められている「復員史」のための資料として、終戦時陸軍大臣官房の動静を元高級副官の職にあった美山要蔵が執筆した原稿と思われる。尚、平成十九年NHK出版より刊行された『靖国 知られざる占領下の攻防』では、この「復員史」の基になる美山要蔵の日記手帳の記述を直接引用している。
- (18) ドリットル空襲より二か月も早くに制定されたこの法律は、国家総動員体制の諸法制の一環にあった。実際は施行の細則が定まらないまま、戦災者への補償は今日まで原則的にはなされていない(例外的に昭和三十二年以来施行されている原子爆弾被爆者援護に関する法律は生存者に対するもの)。
- (19) 昭和二十四年からみたままつの附儀として始まる諸霊祭(いまの鎮霊社例祭のもとになるもの)は、この理解のもとに行われる同胞戦災者のための慰霊祭であった。
- (20) 「靖国神社に関する復員史編纂資料」のうち「戦后に於ける靖国神社の祭祀形態に就いて」の別紙一。(靖国神社百年史 資料編・上)に所収。
- (21) 前掲
- (22) 「昭和十三年四月 靖国神社合祀者資格審査方針」(国立国会図書館調査及び立法考査局編『新編靖国神社問題資料集』二七頁【三〇】)
- (23) 「靖国神社合祀者ノ銓衡及合祀者資格審査方針」(国立国会図書館調査及び立法考査局編『新編靖国神社問題資料集』三四頁【三一】)

- (24) 「嵐の中の神社神道」(昭和五十一年『岸本英夫集 第五卷』漢声社)。「戦後宗教回想録」(昭和三十八年 新日本宗教団体連合会調査室) 初出。
- (25) 昭和四十一年十月二十三日、横井時常口述、照沼好文筆録『靖國神社終戦覚書』(『靖國神社百年史・資料篇 下』)
- (26) 「記念碑的な廟に変更する案」については、昭和二十年末に靖國神社側においても、神社の宗教性を従来より表面化する意味で独自に検討された「靖國廟宮」制があった。
- (27) 昭和三十年『靖國神社に関する復員史編纂資料』(靖國神社文書)の第二章「戦後に於ける靖國神社の祭祀形態に就いて」の別紙二。終戦直後この文書は、靖國神社社務所にも配布され、昭和三十年の時点で「靖國神社に関する復員史編纂資料」として職員が参照したはずだが、現在、原本の所在は不明。
- (28) 昭和十八年七月一日現在『職員録』(昭和十八年 内閣印刷局)。慶応四年「官員録」に始まる政府機関の組織と主要職員名を掲載して毎年発行された「職員録」は、戦争の激化で昭和十九年以後は発行されなかったらしい。

翻刻

『靖國神社に関する復員史編纂資料』〔戦後の靖國神社概観〕の部まで

【添付文書】

控（※余白に朱色ペン書き）

靖國神社に関する復員史編纂資料の件

昭和三〇年一月五日

前靖國神社宮司 鈴木孝雄

元陸軍大臣及海軍大臣所管に属する靖國神社の終戦に伴ふ一般変遷を復員史編纂資料として別冊を提出する  
追て本調査は主として現靖國神社職員の執筆を煩はし且現宮司の承認を経たるものに付申添える

【表題紙】

靖國神社に関する復員史編纂資料

鈴木孝雄

【目次】

目次

一、戦後の靖國神社概観

※朱字付箋 鈴木主事筆

一、戦後に於ける靖國神社の祭祀形態に就いて

※朱字付箋 鈴木祿宜筆

一、遊就館廃止前後に関して

※朱字付箋 小尾主事筆

以上

【本文表紙】

戦後の靖國神社概観

【本文】  
戦後の靖國神社概観

## 一、概 観

戦後の靖國神社の動きの特色は、聯合軍の占領政策を縦の軸とし、その消長と國內問題及び靖國神社の本質との関聯から派生する諸問題を横の軸として編み出される所にある。

## 二、占 領 政 策

占領軍の主体は米軍であり、従つてその占領政策は米本國の國策を中心とする。一般に占領の初期は聯合軍共同の敵として、日本の旧基盤自体を破壊し、変革し、無力化する所にあつた。しかし廿四年頃から米ソ対立が顕著となるに従ひ、旧基盤を温存して、対ソ拠点とする方向に轉じた。靖國神社に対する方針もこの占領政策の流れをそれるものではない。

即ち彼等の占領當初最も恐れたのは、日本國民特に遺族が靖國神社を中心として團結することであつた。その為當初は強權を以て神社自体を廃止する事を考へたやうであるが、そのことが國民感情に容れられず、反米感情を惹起する拙策とならぬやう神社を國家及び國民、遺族から分離して、その存在意義を稀薄にし、自然消滅させること、それを彼等の強制と責任に於いてではなく、日本人の自發行為として行はしめる方針をとるやうになつた。先づ廿年十一月頃より國際裁判、追放等占領策に関する指示が活潑化すると共に、機會ある毎に靖國神社廃止の危険を暗示し改稱、記念碑化等従來の形を全く変革することのみが存續の唯一の残された道であるといふ印

象を與へようとした。この暗示はその後も執拗に繰返へされ、存續を希ふあまりに關係者の一部には本質的な究明なく之に傾くものも生じ、社号変革問題（靖國廟宮と改稱の問題）、無名戦士の墓化などがとりあげられ、一部のジャーナリズムは先走つた報道で種々の誤解を發生せしめたが、この方向を受入れることは結局靖國神社自体の喪失を意味するので、最後迄拒否し續けた。

次にポツダム宣言に伴ふ措置として、二〇年十二月十五日聯合軍最高司令官総司令部參謀副官發第三号日本政府ニ対スル覚書「國家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廢止ニ関スル件」（所謂神道指令）を以て、政教分離を指令し、一切の神社と國家の關係とを分離した。前記の如く、日本國民の團結は神社信仰の基盤の上にあると考へ、民族の團結を分斷する為であつた。従つてその中でも特に彼等が強い紐帶と注目してゐた靖國神社に対する方針は強く、靖國神社と一般神社との本質的な差即ち國家による殉國者の慰靈といふ点は故意に無視されて、一般神社と共に無意義化し去らうとした。即ちこの指令に基いて、新憲法、宗教法人令等が公布され、合祀問題、境内地問題等が發生して來るが、それ等については當該事項に記述する。前記の神道指令は占領期間を通じて一貫する政策であつたが、廿四年頃迄は特にその解釈に峻嚴を要求され、或は表面から或は裏面からその實施に諸般の掣肘を受けた。然し廿四年頃から米ソ対立の顯著となるに従ひ、次第に緩かになり、派生する諸問題も大体國內問題として關係者の解釈に委されるやうになつた。

之等の政策には占領軍總司令部の民間情報教育局宗教部が取り扱ひ、日本側では文部省宗務課が介在したが、靖國神社に関しては伏線も多く、彼の意向を適格に把握することや、神社側の主張を率直に通すことも困難なことであつたが、偶々同部主務官の要望により同部調査員として當神社禰宜を懇望し來りたるにより、その要請を入れ昭和二十二年五月からは當神社の坂本禰宜が神社在籍のまゝ、宗教部の一員となつて、彼の懐中に入り

積極的な打開策を講じた。

### 三、法 人 問 題

廿年十月四日付聯合軍最高司令部發日本帝國政府ニ対スル覚書「政治的、社會的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」による宗教団体法の廢止及び同年十二月の神道指令によつて、占領軍の神社対策の根本が示され、之が實施の爲廿年十二月廿八日勅令第七一九号によつて公布された「宗教法人令」が同廿一年二月二日同第七〇号によつて改正せられ一般の神社を全く國家より分離して、宗教法人令による宗教法人となし一般宗教団体と同じ扱ひをすることとなり、神社は全てこの法令の規程する所に従ひ、届出を以て法人となつた。靖國神社も之に伴ひ別格官幣社の社号を廢し、社制を改めて昭和二十一年七月二十三日届出を了し、宗教法人靖國神社となつた。

然しこのやうに拙速に施行された同令實施の結果、種々の不備を露呈し特に届出制をとつた爲に、既成宗団の利害關係による分裂、戦後の混乱や不安に乗ずるいかゞはしい宗教行為の濫發、或は宗教に名を借りた脱税行為が迄頻發するに至り、内外識者の批判の的となり、法令改正の氣運が高まつた。之により数年に亘り、總司令部民間情報教育局宗教部と、文部省宗務課、宗教界との間に種々困難な折衝が續けられた結果、廿六年四月三日法律第一二六号を以て宗教法人法が施行された。この法では、従来の届出を認承制に改めると共に、宗教行為を信仰面と俗務面（運営の面）とに分ち、前者は宗団自体の問題として之に觸れず、後者を対象として法的な權利義務を與へようとするものである。この考へ方は本來キリスト教會のとり來つた所で、この施行により各宗団の平等といふ名目の下に實はキリスト教會と神佛各宗団との間に著しい優劣の生じることをおそれ、條

文作製には占領軍當局と宗教界との間に複雑な交渉があつたが、根本的には占領軍當局の考へ方が強く流れてゐる。

之等法人問題を通じて顕著な事は、靖國神社を以て一般神社更には一般宗教団体と全く同じ存在として扱つてゐることで、教宗派を超へた國民全体による殉國者の慰霊といふ本質は全く考慮されてゐない。

占領中にその特殊性を主張することは、占領軍がとらうとした靖國神社消滅策と結びつき易いので、避けられねばならなかつたし、彼等が同法の施行を急いだ一因もこゝにあつたと思はれるが、何れにしてもこの点は更に慎重検討されねばならぬ問題であらう。

#### 四、境内地問題

宗教法人令及び廿一年十一月議會で承認された新憲法によつて、神社は全く國家から分離し、特別の保護は與へられないことゝなつた。こゝで神社に関し特に大きな問題となつたものに國有境内地讓與問題がある。

各神社の境内地は本來社有地であつたが、明治初年新國家の土地制度を確立する為、武家、社寺の専有した膨大な封祿地を上地せしめた。之は延いて社寺の信仰を抑圧する結果ともなるので、一度上地して國有地となつた境内を無償で貸與するといふ形式をとつて、使用繼續を認め爾後創立の神社も之にならつた。占領軍は之を以て國家の神社保護或は神社の國教化の重要々素と見、之が廃止を指令して來た。(廿一年末)その指示する所は明治四年の社寺上地令より明治七年の地租改正に至る間を以て、國教化出發の時期と見、それ以前社有地であつた境内地は神社に無償貸與するが、それ以後の分は有償拂下げといふことにあつた。戦後の混乱の中で特に經濟的困難に瀕してゐた各神社にとつて、有償拂下げは存廢にかゝる結果を招來するし、且つ指令が要

求した社有地たるの拠証文書も、長い神社の歴史の中で今日の法律的な意味での証拠書類の形式を整へたものは少く、事実上多くの神社にとつてその存続を拒否する結果に等しいので、神社界は大恐慌を來した。特に靖國神社は創立が明治二年で指令の限界に接近してゐること、明治草創の混乱中に創立され社地取得に関する史料の不明確なこと等で大きな困難を予想させた上に、この指令には特に注意事項があつて、「靖國神社と護國神社とはこの限りにあらず」（所謂F項）とし、上記の最低の保証さへ與へられないのかといふ危惧を暗示し、殆ど絶望の感を抱かしめた。

此の指令に基き、昭和廿二年四月十二日法律第五三号改正、同五月一日勅令第一九〇号改正、同月同日大藏省令第四六号改正同月二日農林省令第四一号などの公布とそれに伴ふ社寺境内地処分審査會が設置され、法規に従つて各神社は関係境内地の讓與申請を行ふこと、なつた。F項の有無に不拘靖國神社も當然讓與申請を行ふこと、なつたが、最も困難を極めたのは拠証の作製であつた。創立實務は當時の軍務官が専行してをり、神社の沿革を示す史料は全部陸軍省が保管してゐたので、之等の参考文書も陸軍省から復員局或は大藏省に引き継がれた筈であるが、その関係者からは戦災、占領軍の没収、取扱上の秘密等を理由に内容の被見も許されず、殆ど絶望に等しい状態であつた。百方搜索の結果、内閣文庫、東京都庁内東京市史編纂室、東京大學維新史料編纂所等が部分筆寫してゐた史料の提示を得て、辛うじて拠証を作成、廿三年四月末期限一杯迄か、つて申請書を提出することが出來た。特に東京市史編纂室及び維新史料編纂所が本務を差措いて積極的に史料搜索に當つてくれた好意は誠に大きなものがあつた。

申請書提出後も前期F項の解釈はその時々々の政治情勢に従つて微妙に変化し、且つ擔當官庁たる財務局の人事移動が激しく、甚しい悲觀論、樂觀論が絶えず錯綜し、審査會に於ける審査順位も最終迄見送られて困難を極

め、講和締結後審査會は急速に縮少、殆ど可否の決定を危ぶまれるに至つたが、漸く昭和廿七年十一月十五日に至り、牛ヶ淵附屬地を除く全境内の讓與が決定した。同附屬地は本來神社の非常避難地として取得され、その目的の為に清浄を保つて目的外使用を避けて來たが、昭和四年在郷軍人會と時の陸軍大臣との話合ひで軍人會館の建設が強行されてゐた為、讓與審査の際目的外使用として削除されたことは遺憾であつた。

以上は神社の存續に関する諸問題であるが、次に祭祀面の問題を概観しよう。

## 五、合祀問題

終戦前後の混乱、陸海軍の解体等諸般の事情に鑑み、合祀に関しては種々複雑な問題の派生を予想して、陸軍省は廿年十一月十九日臨時大招魂祭を執行、とりあへず今次戦争による九月二日降伏文書調印の時迄の死歿者で未合祀のみたま全てを招魂、翌廿日には行幸御親拝があり、つまり従來の合祀祭典中招魂式だけを一時に行ひ、それに対する陛下の御裁可を得た形をとつておいて、將來の合祀の手が、かりをつけておき、爾後調査完了のみたまから逐次靈璽簿を本殿に奉安、遺族へ合祀完了の通知状を發送する予定であつた。此の間、神道指令、宗教法人令等新情勢の發展に伴ひ、神社は國家の手を離れ、この仕事も神社限りで行はねばならなくなつた。廿一年四月三十日前記の調査による第一回の合祀祭を執行、八月には通知状の發送を完了した。同年秋第二次の合祀祭を予定して引續き之が準備に忙殺されてゐたが、執行予定の僅か数日前になつてその執行、通知状の發送、今後の合祀の繼續を禁じ及びその間の経過を公表することを禁止する指令が出た。宗教觀の差異により合祀といふことが理解出來なかつたことも一因であらうが、最大原因は合祀繼續により、遺族、國民の胸中に何時迄も靖國神社が残ることを恐れる所にあつたことは明かである。従つて指令は非常に強硬なもので

あつたが、種々な角度から説得を續けて遺族から文書で照會のあつた場合のみ文書を以て回答することを認めさせたこと、及び政治情勢の変化と共に廿年九月二日以後の死歿者をも含ませることが出來たのは不幸中の幸であつた。爾後之を唯一の手がかりに、第二回以後の靈靈奉安を神社限りで内密に執行して來たが、廿六年九月講和締結、廿七年五月その發効を待つて始めて合祀を表面化することが出來た。然し此の間に發送すべくして發送し得なかつた通知狀約二百萬通、經費數億に上るものとなり、神社独力では如何ともし得ないものとなつた。廿八年秋に至り漸く之を速急に遂行する為、靖國神社奉贊會が結成され全國的な組織をもち始めた。一方此の間に思想的な激動は續き、經濟的事情亦著しく不況に向つてこの事業の完遂にはなほ幾多の困難が予測されてゐる。

## 六、祭儀の變更

國民の印象を稀薄ならしめる一方法として、占領軍は例大祭日變更を促して來た。此の爲從來の例大祭日は變更を余儀なくされ、四月二十二日、十月十八日に改定された。しかも檢閲其他で祭日變更の周知方法は無く、參列遺族の全くない例大祭が續き、地方によつては靖國神社の存續も疑はれる状態で、占領軍はその目的を達したといへよう。

しかし御祭神が關係した戦役にもせよ、日露戦役の陸海軍戦勝記念日をそのまゝ、例大祭日とすることは、慰霊といふ靖國神社の本質からは必ずしも妥当とは云へないので、之を機にむしろ祭日を慰霊の祭に最もふさはしい日に改めること、し、皇室の皇靈祭及び古くから國民が祖靈を祭る日であつた春秋の彼岸に因みもあり、且つ時候等を考慮して新祭日が定められ、其後政治情勢の変化に伴ひ、靖國曆、社報其他可能な限りの方法を以

て努力の結果、今日では新祭日も徹底し今秋の例大祭には参列希望過大の爲、茲に参列を制限せざるを得ない状態に迄復した。其他、みたままつり、雛祭、端午祭等御祭神生前にゆかりある諸祭をおこして、出来るだけ慰霊の誠を盡すと共に、一方では軍服、着靴のみ、畳敷の本殿に昇るがごとき司祭者本意につくられた祭式始め、祭儀の各部分に亘つて大小の変革を行ふなど何れも靖國神社祭祀の本義に叶ふやう努力が續けられた。

## 七、崇 敬

占領政策は靖國神社と皇室、國民との離間を方針としその爲、前記諸項の如き大きな問題は勿論その他にも行幸停止を始め、社頭にはMPがたち、文書は檢閲され、遺族には眼に見えない圧迫が加はるなど幾多の困難を累積して社頭を荒廃せしめんとした。かゝる占領政策は國內的には三つの流れを生じた。

その一つはかくの如き圧迫の中にも潜龍してゐた殉國のみたまへの追慕の心で、政治、經濟、交通等諸事情の緩和と共に表面化し、一時著しく減少した参拝も廿四年頃から次第に恢復し、廿一年十月逸早く地元有志により結成された靖國講は次第に全國に擴大して、遠くブラジル、ハワイ等の海外同胞にも及ぶと共に、例大祭以外の参拝特に団体参拝といふ戦前にはなかつた現象が著しく大きくなり、最近では一年を通じて一日平均壱千名に及ぶに至つた。この事實は國家即官の靖國神社から國民全体の靖國神社といふ將來の方向を示すものとして注目に値しよう。

第二は反崇敬といふ逆の意味或は崇敬を利用しようとする立場で関心を持つもので、占領政策への追隨や無責任な解放感から國民の一部には自ら靖國神社を輕視、蔑視し、延いては殉國者自体をも傷つけて顧みない風潮も生じ、一部ジャーナリズムの煽情的記事も相俟つて屢々誤解の種となつた。又特殊な思想、社会的立場や自

己保全から、靖國神社を以て軍国主義の表徴と速断し、之が廃止、之に代るに無名戦士の墓或は平和塔などの建設を主張するなど幾多の混乱が生じ、或は之を排撃して著しく頑迷な極右論をひき出すなど、混冥の状態が續いた。何れもその基盤に靖國神社の本質、歴史や慰霊への深い思索が見られず、責任ある言論とは思はれなかつた。亦かうした風潮とは別に従来からある國民の崇敬を利用して、靖國神社の為に、英靈の為にといふ名目を以て、私利、私慾達成の手段とし或は特定団体、特定組織の擴張に利用したり、選挙運動の具にしたりする動きも見られた。

第三は之等の何れにもか、はず全く無関心を示す傾向が青年層の一部にあり、それは次第に増加する趨勢にある。

かくて、占領といふ外部的抑圧が一応とりのぞかれた今日、却つて國內的に種々な問題が生じ、考へやうにおいては之からが本當に靖國神社にとつて困難な時期になつて來るとも云へよう。

#### 八、遺骨奉安施設問題

この問題が発生するには次の如き素地があつた。

占領中、各地の忠霊塔、慰霊碑が無反省に破壊され、或は新設を禁じられた。

占領中抑圧されてゐた遺族感情及び講和締結後漸く、眞情を發表出来るやうになつて、國民一般の殉國者に対する追慕の情が高まつて來た。

靖國神社が國家の手を離れたことに対する不満から、國家による慰霊祭祀をのぞむ声が遺族間に高まつて來た。戦後の不安定な政局から、國民特に遺族層を握る為、政策的に顕彰運動や建碑運動を行ふ者も出て來た。

之等の諸事情が累積して各地に慰霊搭建設が盛行し、その為募金強制や政策利用等種々な弊害も生ずるに至つた。

その弊害を指摘する結果、慰霊無用論に飛躍したり、その飛躍を心配するあまりに、旧態のまゝの國家管理に靖國神社をかへすべしと速断する声が出たりして來た。

一方終戦以來復員當局が管理して來た引取遺族のない遺骨や近年各地から送還され、遺族のないまゝ、或は遺族はあつても分別の術のない遺骨が逐年増加し、その奉安施設の設置が急がれてゐる。

かくて遺骨奉安施設を國の手で建設し、之を無名戦士の墓とし民間各地に行はれる建碑運動を抑制しようとする動きが生じて來た。之に政治、思想、宗教各般の利害がからまつて、事を複雑にしてゐる觀がある。この動きは延いて靖國神社無用論に進むおそれを持つが、その点を一応別にしてもこの動きを詳しく検討して見ると、次の諸点が殆ど等閑に附されるか或は故意に黙殺されてゐるのは遺憾である。

「無名戦士の墓」の形が日本人にとつて満足し得るものかどうか。

之を以て靖國神社に代へるとするならば、今次戦争の一部の遺骨の奉安と、明治以來四〇〇萬柱に近い殉國者の慰霊とをどう関連させるか。

靖國神社は軍國主義の表徴とし、だから之に代る平和の表徴とするならば、奉安される遺骨だけが平和の表徴で、過去の殉國者は全て軍國主義者なのか、新しい施設が軍國主義の表徴にならないと保証されるか。無名戦士の墓を持つ外国には軍國主義や、戦争はないのか。果たして靖國神社は軍國主義の表徴なのか。

國家による慰霊施設は一宗教法人靖國神社の私有すべきものでないとするならば、靖國神社が一宗教団体であることが妥當であるかどうか。本質的に一般神社や宗教、団と同じものなのか。宗教法人法施行の過程に

機械的な安易さがなかつたかどうか。

殉國者の慰霊の為に國自身でつくり、八十余年に亘る崇敬を培つて來た上で、今度は一片の法律を楯に國自ら弊履の如く捨て去り、不用意に新しいものをつくることが果たして妥當か。

逆に靖國神社を戦前の形そのままにかへすことが、そのまま、國家の慰霊としての本質にかへること、速断出來るだらうか。戦前の國家即政府といふ觀念が変革し、（實際には変革といふよりも本質にかへつたといふべきであらうが）靖國神社崇敬にも第七項既述の如き事實が表はれてゐる今日、政權に依存することだけが國家管理であらうか。國民の大多数とその紐帶としての皇室といふ形を國家と考へ、その全体によつて築かれる慰霊施設といふもの、検討が果たして不可能だらうか。

之等の諸点を考へるに最も大切な基礎であり、現に八十余年に亘つて慰霊を使命として來た存在に一顧も拂ふことなくして「正しい」もの、建設があり得ようか。